



写真コンテスト作品大募集



～令和5年度「写真コンテスト 職場で輝く障害者～今その瞬間～」を実施します～

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、毎年、障害者雇用への理解と関心を深めていただくため、障害のある方の仕事にスポットをあて、障害のある方が働いている姿を撮影した写真を募集しています。奮ってのご応募お待ちしております。

なお、優秀作品をもとにポスターを作成し、9月の「障害者雇用支援月間」中に全国のハローワークなどで掲示します。昨年は、313点の応募がありました。

◆ 募集期間

令和5年3月1日(水)から6月15日(木)まで(消印有効)

※ 応募方法等の詳細については、別添募集要項をご覧ください。

令和4年度
ポスター



令和4年度大臣賞

◆ 表彰

選考を行い、厚生労働大臣賞1点、当機構理事長賞1点、理事長奨励賞数点をそれぞれ選出します。厚生労働大臣賞及び当機構理事長賞受賞者は、9月の「障害者雇用支援月間」中に、表彰を行う予定です。

◆ 令和4年度・過年度入賞作品



令和4年度理事長賞



令和3年度大臣賞



令和3年度理事長賞



令和2年度大臣賞



令和2年度理事長賞

◆ 展示

入賞作品は、全国5都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)で開催を予定している「障害者雇用支援月間における絵画・写真コンテスト入賞作品展示会」において展示いたします。



(入賞作品展示会の様子)



(表彰式の様子)

入賞作品集や
カレンダー等も
作成しています



◆ 写真コンテストに併せて絵画コンテストも実施しています。

両コンテストの詳細や過去の入賞作品はホームページをご覧ください。

<https://www.jeed.go.jp/disability/activity/contest/index.html>

JEED 絵画写真



別添資料

[令和5年度「写真コンテスト 職場で輝く障害者～今その瞬間～」募集要項](#)

お問合せ:雇用開発推進部雇用開発課 担当者:松本、近藤

TEL:043-297-9515、E-mail:tkkike@jeed.go.jp

応募者の方全員に
記念品をプレゼント!

シンボルキャラクター
ピクチャノサウルス

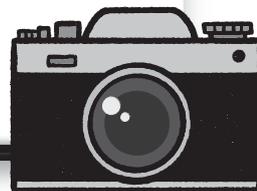


令和5年度

写真コンテスト

職場で輝く障害者～今その瞬間～

募集要項



応募対象

対象	応募資格
障害の有無、年齢等は問いません	写真撮影を職業としていない方（プロ以外であること。写真家として生計を立てていない方）

募集作品

障害のある方の仕事にスポットをあて、障害のある方が働いている姿を撮影したものとします。

障害者雇用支援月間（9月1日～30日）における啓発活動の一環として、「働くこと」をテーマとする「写真コンテスト 職場で輝く障害者～今その瞬間～」を実施しています。

優秀作品は、ポスター等に使用し、全国のハローワーク等に掲示します。
また、入賞した作品の展示会を全国各地で開催しています。

主催：



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

後援：内閣府、厚生労働省、文部科学省、東京都教育委員会、**NHK**

令和5年度「写真コンテスト 職場で輝く障害者～今その瞬間～」

1 規格等

プリント

イ A4サイズの写真用印画紙または光沢紙にカラープリントした作品を応募してください。プリントする際のフチの有無は問いません。

ロ 規格外のサイズ、用紙でご応募いただいた場合は、選考の対象外となりますのでご注意ください。

ハ データでの応募は受け付けておりません。

撮影機材

イ 撮影機材（カメラ、スマートフォン）は問いません。

ロ 入賞作品はポスター等に使用することから、高画質モードに設定し、少なくとも1200万画素以上の解像度で撮影をお願いします。

その他の規定

イ 過去に他の公募展（新聞、雑誌、インターネット等の媒体上で行われるものを含む）において佳作・入選・入賞、展示、掲載等をされた作品、他の公募展に応募中の作品、印刷物やSNSに掲載された作品を応募することはご遠慮ください。

ロ 応募者本人が撮影したものに限りません。ただし、障害を理由に本人による撮影が困難な場合は介助者等による撮影を認めます。

ハ 応募点数に制限はありません。

ニ コンピューター等での画像処理は認めません。

ホ 入賞者には入賞決定後（7月下旬頃）、作品の画像データをCD-ROMに保存しご提出いただきますので、それまでデータを紛失しないようお願いします。

ヘ 応募作品は、著作権、商標権、肖像権等第三者の権利を侵害しないものに限りません。（アニメキャラクターや商品名、QRコード等を含んだ作品、題名は選考の対象外となります。）

ト 作品の被写体になる人及び背景に写っている人、並びに他人または事業主の所有物については、ご本人や事業主、必要に応じてご本人の家族に応募作品とすること及びポスターの原画等になる可能性があることの承諾を得てください。承諾を得ていないことで生じる諸問題については、当機構は一切の責任を負わないものとし、応募者がその責任と費用負担により処理・解決していただくものとしします。

チ 応募者が未成年の場合は必ず保護者の了承を得てください。

2 応募方法

応募の際に提出いただくもの

応募の際は作品に以下の様式を添付してご提出をお願いします。様式は募集要項に添付されているものをご使用いただくか、ホームページ（<https://www.jeed.go.jp/disability/activity/contest/>）からダウンロードしてください。ご記入にあたっては記入例を参考にしてください。

様式1：応募作品目録

様式2：作品添付票（作品の裏に貼り付け）

なお、3月中の応募で、卒業等により所属が変わる予定の場合は、令和5年9月1日時点の所属での応募または連絡が取れる形（個人応募等）での応募をお願いします。特に団体応募の際はご注意ください。

応募作品目録について

イ 応募作品が1点であっても、必ず応募作品目録を添付してください。

ロ 1枚の応募作品目録で15点まで記入可能です。16点以上の場合はコピーして作成してください。

作品添付票について

作品添付票（様式2）を記入し、応募作品1点毎に作品の裏に貼り付けてください。

3 募集期間

令和5年3月1日（水）～令和5年6月15日（木）※消印有効

4 応募作品の送付先・問い合わせ先

〒261-0014

千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3（障害者職業総合センター内）

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 雇用開発推進部 雇用開発課 指導啓発係

TEL：043-297-9515 E-mail：tkkike@jeed.go.jp（データでの応募は受け付けておりません）

※応募に係る送料については、応募者のご負担となります。

※最新情報は、当機構ホームページをご確認ください。

<https://www.jeed.go.jp/disability/activity/contest/>

5 賞

選考を行い、厚生労働大臣賞1点、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長賞1点、理事長奨励賞数点をそれぞれ選出します。

入賞者への通知は、7月下旬までに文書にて行います。入賞者以外の方への通知はいたしません。

6 表彰

上記5の厚生労働大臣賞及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長賞の受賞者は、9月に東京都内で開催の障害者雇用優良事業所等表彰式（共催：厚生労働省（予定））にて表彰します。

理事長奨励賞については、お住まいの都道府県で開催される障害者雇用に関する表彰式の場にて表彰する場合があります。詳細は、入賞者に通知します。

なお、表彰式の様子は、表彰式主催者及び関係機関におけるホームページ（動画配信を含む）やパンフレット、広報誌「働く広場」、イベント展示、その他広告や展示等で公開・使用される場合があります。

7 留意事項

イ 入賞作品の著作権は、当機構に帰属します。

ロ 入賞作品及び入賞者の氏名、都道府県名、学年、学校・施設・事業所等名については、厚生労働省及び当機構の報道発表資料（プレスリリース）や当機構が作製する入賞作品集等に掲載し、広く公開します。

ハ 次の①から⑧に該当する場合は、選考の対象外（受賞決定後においては応募及び受賞取消）となります。

- ① 作品が募集要項に定めるテーマに明らかに合致していないと当機構が判断した場合
- ② 入賞が決定した場合に作品や氏名、所属先等が公開されることに本人及び保護者（親権者）が了承していない場合
- ③ 作品の著作権を応募者以外の第三者が保有している、または応募者以外の第三者と共有している場合、作品の利用を第三者に許諾している場合
- ④ 入賞作品の著作権を当機構に譲渡することを承諾していない場合
- ⑤ 被写体の方等関係者の承諾が得られていない作品である場合
- ⑥ 応募作品目録、作品添付票の記入漏れや不備など募集要項の規定に則っていない場合（当機構の指示に従い、指定する期日までにそれが是正された場合を除く）
- ⑦ 過去に他の公募展において佳作・入選・入賞、展示、掲載等をされた作品、他の公募展に応募中の作品、印刷物やSNSに掲載された作品であることが判明した場合
- ⑧ 第三者の権利を侵害していると当機構が判断した場合

ニ 応募に際して取得した個人情報、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び当機構の定める「個人情報の取扱いに関する規程」、その他の規程等の定めるところにより、当機構が適切に管理し、本募集の実施運営、記念品等の発送、次回の応募勸奨、障害者雇用の普及・啓発に関するご案内にのみ使用します。

ホ 応募作品は、入賞の際に提出していただくデータも含めて、**返却はいたしません。**

よくあるご質問

Q 応募の点数に制限はありますか。

A 制限はありません。何作品でもご応募いただけます。

Q データでの応募は可能ですか。

A データでの応募は受け付けておりません。A 4サイズの写真用印画紙または光沢紙にカラープリントした作品を応募してください。

Q どのように梱包して送付すれば良いですか。

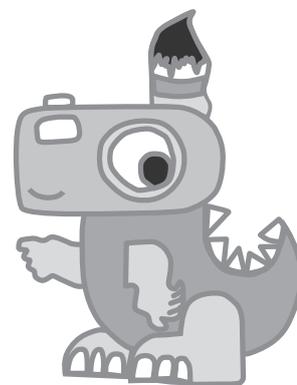
A 作品が折れ曲がらないように厚紙や段ボール等で補強して送付してください。

Q 応募写真の解像度はどれくらい必要ですか。

A 少なくとも1200万画素以上の解像度をお願いします。

発送方法や用紙サイズ等については
P10に図解がありますので参考にしてください。

過去のポスターや入賞作品については
下記の当機構ホームページでご覧いただけます。
<https://www.jeed.go.jp/disability/activity/contest/>



シンボルキャラクター
ピクチャノサウルス

応募作品目録 記入例

令和5年度「写真コンテスト 職場で輝く障害者～今その瞬間～」 応募作品目録

様式1

1 **千葉** 都 道 府 (県)

2 応募 総点数 **2** 点

3 応募のきっかけ 機関からの案内文 機関ホームページ 機関メールマガジン 働く広場 ハローワーク等に掲示のポスター 公募サイト
 その他(具体的に:)

4 1 個人または団体のいずれかを選択し、指定の部分に記入してください。

個人で応募(個人) 団体(学校・施設・事業所等)で応募(団体)

5 ①学校・施設・事業所等 所属先名称 <small>※法人格からご記入ください</small>	ふりがな かぶしきがいしゃまるぼつ 株式会社〇×
6 ②応募者(個人)または とりまとめ担当者(団体) 所属部課、氏名	ふりがな そうむぶ 氏名 きこう たろう 総務部 機構 太郎
7 ③応募者住所(個人) または 所属先住所(団体) (学校、施設、事業所等)	住所 (〒 261 - 0014) 千葉 (市)区・町・村 美浜区若葉3-1-3 電話 043 - 297 - 9515

(注意事項) 応募時点から応募記念品送付までの間、問い合わせや入賞のご案内に活用させていただく情報になります。

【個人応募の場合】

- ①の欄の記入は任意です。ご記入いただいた場合は入賞時にプレスリリースや入賞作品集等に掲載します。
- ②に応募者の氏名、ふりがなも忘れずにご記入ください。③に自宅の住所、連絡が付きやすい電話番号をご記入ください。

【団体応募の場合】

- ①学校・施設・事業所等所属先名称欄については、法人格などを省略せず、正式な名称をご記入ください。入賞の際は、入賞者の所属先としてプレスリリースや入賞作品集等に掲載します。
- ②とりまとめ担当者の氏名を所属部課名とともに記入してください。学校の場合は、中等部、高等部の種別、学年主任や教員等職名を氏名とともにご記入いただき、問い合わせ先が明確になるようにしてください。ふりがなも忘れずにご記入ください。
- ③には所属先の住所、連絡が付きやすい電話番号をご記入ください。

2 応募者・応募作品について確認してください。

※確認した上で、あてはまる□にチェックを入れてください(団体応募の場合はとりまとめ担当者が各応募者に確認してください)

- 募集要項に定められたテーマの作品となっています。
- 作品は規定の用紙、サイズです。
- 入賞が決定した場合に作品や氏名、所属先等が公開されることを承諾します。
- 作品の著作権は応募者にのみ帰属しており、入賞した際は、作品の著作権を当機構に譲渡することを承諾します。
- 他の公募展で入賞したり、他の公募展に応募中の作品ではありません。
- 被写体及び事業主等からの承諾を得ています。
- 作品添付票、応募作品目録の記入漏れや作品への作品添付票の貼付忘れはありません。
- 児童・生徒の応募にあたっては、保護者(親権者)の了承を得ています。

8 令和5年 6月 1日
応募者(個人)またはとりまとめ担当者(団体)のご署名

機構 太郎

※事務局使用欄

様式1

令和5年度「写真コンテスト 職場で輝く障害者～今その瞬間～」 応募作品目録

3 応募者・応募作品について記載してください。

※事務局使用欄	9 通し番号	10 ふりがな 応募者氏名	11 年齢 (児童・生徒は学年)	12 作品の題名
	1	しゃん はなこ 写真 花子	25歳	お店の名物クッキー作りにチャレンジ!
	2	こよう たろう 雇用 太郎	50歳	働く仲間

1 都道府県名：団体応募の場合は団体所在地、個人応募の場合はご住所の都道府県名を記入してください

2 応募総点数：応募総点数を記入してください

3 応募のきっかけ：該当するものにチェックを入れてください

4 個人または団体：個人応募または団体応募のいずれかにチェックを入れてください

5 学校・施設・事業所等所属先名称：法人格から正式名称で記入してください

6 応募者またはとりまとめ担当者所属部課、氏名：個人応募の場合は応募者氏名、団体応募の場合はお問い合わせ先の担当者所属部課、氏名を記入してください

7 応募者住所または所属先住所：ご連絡や記念品などの送付に使用します

8 応募者・応募作品確認欄：項目ごとにチェックをし、日付の記入と署名をお願いします

9 通し番号：一枚の応募作品目録で15点まで記入可能です。16点以上の場合は、コピーして作成してください

10 応募者氏名：作者名をふりがなとあわせて正確に記入してください。本コンテストでは仮名、イニシャルによるご応募は受け付けておりません

11 年齢または学年：児童・生徒の場合は、令和5年9月1日時点の学年を記入してください。それ以外の方は、同日時点の年齢を記入してください

12 作品の題名：作品に沿った簡潔な題名をつけてください

令和5年度「写真コンテスト 職場で輝く障害者～今その瞬間～」 作品添付票

個人/団体	<input type="checkbox"/> 個人応募 <input type="checkbox"/> 団体応募	都 道 府 県	
応募団体名称 (団体応募の場合のみ記入)	ふりがな		
応募者氏名	ふりがな	学年	年齢
作品の題名			

※作品の裏面に貼り付けてください(2点以上応募の場合はコピーしてください)。
 ※応募作品目録(様式1)のご記入もお願いします。

※事務局使用欄

キ リ ト リ

作品添付票 記入例

1. 記入方法

様式2

令和5年度「写真コンテスト 職場で輝く障害者～今その瞬間～」 作品添付票

1	個人/団体	<input type="checkbox"/> 個人応募 <input checked="" type="checkbox"/> 団体応募	2 千葉	都 道 府 県
	応募団体名称 (団体応募の場合のみ記入)	ふりがな	かぶしきがいしゃまるばつ	
3		株式会社 ○ ×		
	応募者氏名	ふりがな	学年	年齢
4		しゃしん はなこ		
		4 写真 花子	5	6 25歳
	作品の題名	7 お店の名物クッキー作りにチャレンジ!		

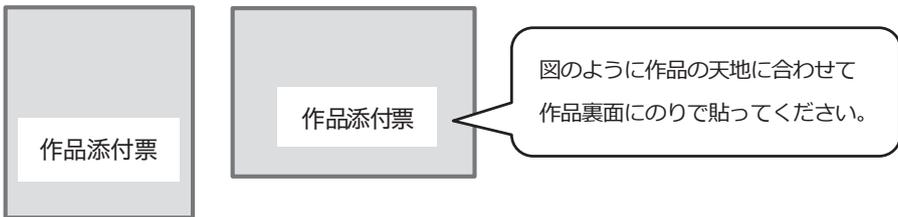
※作品の裏面に貼り付けてください(2点以上応募の場合はコピーしてください)。
 ※応募作品目録(様式1)のご記入もお願いします。

※事務局使用欄

- 1** 個人応募、団体応募のいずれかにチェックを入れてください
- 2** 都道府県をご記入ください
- 3** 団体応募の場合は応募団体の正式名称をご記入ください
- 4** 応募者の氏名とふりがなをご記入ください
- 5** 学生の場合、学年をご記入ください(令和5年9月1日時点)
- 6** 年齢をご記入ください(令和5年9月1日時点)
- 7** 作品の題名をご記入ください

キ リ ト リ

2. 貼り付け方法



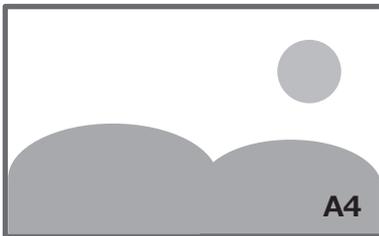
発送方法や用紙サイズ等について

発送方法

作品が折れ曲がらないように厚紙や段ボール等で補強して送付してください。
クリアファイルやエアークッション入り封筒に入れるなど、濡れないように梱包をお願いします。

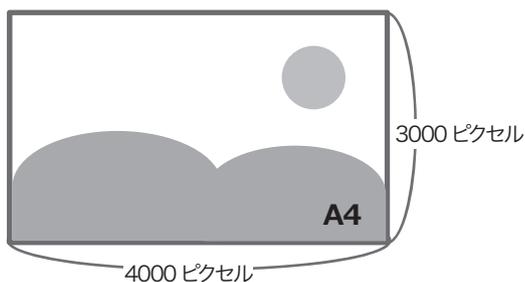
規定の用紙サイズ

A4の用紙を使用してください。
普通紙ではなく写真用印画紙または光沢紙を使用してください。



写真の解像度について

入賞作品を引き伸ばしてポスター等に使用する可能性があることから、少なくとも1200万画素以上の解像度で撮影してください。



- ・画素数とはデジタル写真のドット数の集合体です。この画素数が高いほど微細な写真になります。
- ・縦のピクセル数×横のピクセル数を画素数と言います。例で示している図は3000×4000ピクセルで1200万画素になります。
- ・画素数は画像データを右クリックして表示される「プロパティ」の詳細タブから確認ができます。

障害者雇用支援月間における絵画・写真コンテストのあゆみ

○コンテスト概要

このコンテストは、1973（昭和48）年の「心身障害児絵画・標語募集」に始まり、2002（平成14）年に現在と同じ絵画3部門と写真部門の計4部門のコンテストとなりました。

これまで、特別支援学校などの児童・生徒をはじめ多くの方にご参加いただき、開始以来一貫して作品を通じて障害者雇用に対する理解促進と啓発に大きな役割を果たしてまいりました。

○コンテストの歴史

- 1971年（S46） 社団法人障害者雇用促進協会発足
- 1973年（S48） 「心身障害児絵画・標語募集」を開始
- 1974年（S49） 社団法人全国心身障害者雇用促進協会発足（社団法人障害者雇用促進協会を改組）
同年「心身障害児絵画展」を開催（以降、毎年開催）
- 1977年（S52） 身体障害者雇用促進協会設立（社団法人全国心身障害者雇用促進協会解散）
同年「心身障害児絵画展」を「障害児絵画展」に名称変更
- 1987年（S62） 障害者と健常者がともに働いている等の写真を募集し、広報誌「働く広場」誌上に掲載する「働く広場」誌上写真展フォトコンテストを実施
- 1988年（S63） 日本障害者雇用促進協会に名称変更
同年「障害児絵画展」の応募対象を生徒及び18歳以下の働く障害者にも広げ、「障害児童・生徒等絵画展」とする。
また、働く障害者の姿を撮影した写真等及び18歳以上の障害者等を対象として絵画を募集・展示する「働く障害者フォト・絵画コンテスト」を創設する。
- 2002年（H14） 「障害児童・生徒等絵画展」と「働く障害者フォト・絵画コンテスト」を統合し、「障害者雇用促進月間ポスター原画募集」を開始
- 2003年（H15） 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構設立（日本障害者雇用促進協会解散）
- 2004年（H16） 「障害者雇用促進月間ポスター原画募集」を「障害者雇用支援月間ポスター原画募集」に名称変更
- 2011年（H23） 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に名称変更
- 2019年（R1） 「障害者雇用支援月間ポスター原画募集」を「障害者雇用支援月間ポスター原画（絵画・写真）コンテスト「働くすがた～今そして未来～」」に名称変更
- 2021年（R3） 「障害者雇用支援月間ポスター原画（絵画・写真）コンテスト「働くすがた～今そして未来～」」を「絵画コンテスト 働くすがた～今そして未来～」 「写真コンテスト 職場で輝く障害者～今その瞬間～」に分割し、名称変更

○コンテストについて詳しくお知りになりたい方は下記のホームページをご覧ください。

<https://www.jeed.go.jp/disability/activity/contest/>